

(新)

## 愛知県社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県社会福祉審議会条例（平成12年愛知県条例第6号）第6条の規定に基づき、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長及びその職務)

第2条 審議会に、副委員長1人を置く。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(専門分科会の設置)

第3条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第11条第1項及び第12条第2項並びに社会福祉法施行令(昭和38年政令第185号)第3条第1項に定めるもののほか、審議会に、必要に応じ、その他の専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 児童福祉専門分科会に、別表1左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議するものとする。

(副分科会長及びその職務)

第4条 分科会に、副分科会長1人を置く。

2 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を行う。

(部会長、副部会長及びその職務)

第5条 審査部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を行う。

(専門分科会への委任)

第6条 審議会は、子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事項について調査審議するときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

(審査部会への委任)

第7条 審議会は、身体障害者の障害程度の審査、特別障害者手当の障害程度の審査、身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定及び指定の取消し並びに更生医療の給付を行う医療機関の指定及び指定の取消しに関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

2 審議会は、別表1右欄に掲げる事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(旧)

## 愛知県社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県社会福祉審議会条例（平成12年愛知県条例第6号）第6条の規定に基づき、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長及びその職務)

第2条 審議会に、副委員長1人を置く。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(専門分科会の設置)

第3条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第11条第1項及び第12条第2項並びに社会福祉法施行令(昭和38年政令第185号)第3条第1項に定めるもののほか、審議会に、必要に応じ、その他の専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 児童福祉専門分科会に、別表1左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議するものとする。

(副分科会長及びその職務)

第4条 分科会に、副分科会長1人を置く。

2 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を行う。

(部会長、副部会長及びその職務)

第5条 審査部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を行う。

(審査部会への委任)

第6条 審議会は、身体障害者の障害程度の審査、特別障害者手当の障害程度の審査、身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定及び指定の取消し並びに更生医療の給付を行う医療機関の指定及び指定の取消しに関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

2 審議会は、別表1右欄に掲げる事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(調査研究会議の開催)

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別途調査研究会議を開催することができる。

(議事録の作成及び会議の公開等)

第9条 審議会の会議については、議事録を作成し、会議の長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

3 審議会の会議は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

4 分科会及び審査部会の公開については、前項の規定を準用する。

(事務局)

第10条 この審議会の事務局を県健康福祉部医療福祉計画課に置く。

附 則

この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、昭和61年1月12日から施行する。

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

この規程は、昭和62年8月18日から施行する。

この規程は、平成元年3月13日から施行する。

この規程は、平成3年5月23日から施行する。

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年8月23日から施行する。

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月21日から施行する。

この規程は、平成19年2月6日から施行する。

この規程は、平成21年3月25日から施行する。ただし、別表1に掲げる児童措置審査部会の調査審議事項(3)に関しては、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 月 日から施行する。

(調査研究会議の開催)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別途調査研究会議を開催することができる。

(議事録の作成及び会議の公開等)

第8条 審議会の会議については、議事録を作成し、会議の長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

3 審議会の会議は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

4 分科会及び審査部会の公開については、前項の規定を準用する。

(事務局)

第9条 この審議会の事務局を県健康福祉部医療福祉計画課に置く。

附 則

この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、昭和61年1月12日から施行する。

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

この規程は、昭和62年8月18日から施行する。

この規程は、平成元年3月13日から施行する。

この規程は、平成3年5月23日から施行する。

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年8月23日から施行する。

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年5月21日から施行する。

この規程は、平成19年2月6日から施行する。

この規程は、平成21年3月25日から施行する。ただし、別表1に掲げる児童措置審査部会の調査審議事項(3)に関しては、平成21年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	調 査 審 議 事 項
里 親 審 査 部 会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童の里親の認定の適否に関すること。
児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。

別表 1

名 称	調 査 審 議 事 項
里 親 審 査 部 会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童の里親の認定の適否に関すること。
児 童 措 置 審 査 部 会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。